

第13期 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

■ 日 時

2022年3月25日（金曜日）

午前10時 開会

（受付開始 午前9時）

■ 場 所

東京都江東区有明 3-7-18

有明セントラルタワー 4F

有明セントラルタワーホール&カンファレンス ホールB

※会場が前回と異なっております。

目 次

第13期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 剰余金処分の件	
第3号議案 取締役6名選任の件	
第4号議案 補欠監査役2名選任の件	
事業報告	19
連結計算書類	45
計算書類	47
監査報告	49

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただき、インターネット等又は書面による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の状況による開催事項の変更等は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

証券コード 3673
2022年3月3日

株 主 各 位

東京都品川区東品川四丁目13番14号
株 式 会 社 ブ ロ ー ド リ ー フ
代表取締役社長 大 山 堅 司

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席がない場合においても、電磁的方法（インターネット等）又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2. 場 所

2022年3月25日（金曜日）午前10時 開会
東京都江東区有明3-7-18有明セントラルタワー 4F
有明セントラルタワーホール&カンファレンス ホールB

3. 目的事項 報告事項

1. 第13期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項 第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案

定款一部変更の件
剰余金処分の件
取締役6名選任の件
補欠監査役2名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面（郵送）による議決権行使の場合
- 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご投函ください。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合
- 当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、後記（4頁）の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、画面の案内に従って、2022年3月24日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご行使ください。
- また、機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。
- (3) 重複行使の取扱い
- 電磁的方法（インターネット等）と書面（郵送）により議決権を重複して行使された場合は、到着日を問わず、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の内容を有効といたします。
- また、電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- また、紙資源節約のため関連資料の当日配布を控えさせていただきますので、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.broadleaf.co.jp/ir/stock/meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。
- なお、当社ウェブサイトに掲載した連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表は、会計監査人及び監査役が監査した書類であり、その監査報告は本招集ご通知に後記（49頁から54頁）しております。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.broadleaf.co.jp/ir/stock/meeting/>）に掲載させていただきます。
- ◎当日の受付開始は午前9時を予定しております。

(ご参考)

議決権行使のご案内

議決権のご行使には、以下の3つの方法があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年はご来場を見合わせることをご検討いただき、可能な限りインターネット等又は書面（郵送）にて議決権の事前行使をお願い申し上げます。

インターネット等による 議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト
(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスし、2022年3月24日
(木曜日)午後5時30分までにご行使ください。

詳細は次頁をご参照ください。

書面（郵送）による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年3月24日(木曜日)午後5時30分までに到着するようにご投函ください。

※ご返送の際は、同封の保護シールをご貼付ください。

株主総会への出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

【議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使のご案内～機関投資家の皆様へ～】

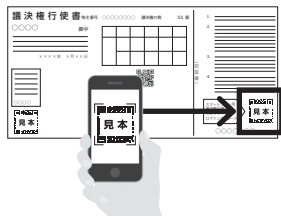
機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

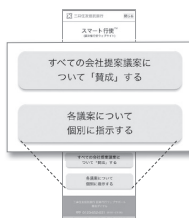
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、右記「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」記載の手順に従って、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移します。

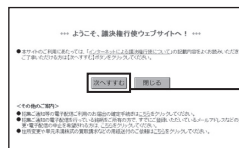
書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法等が
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

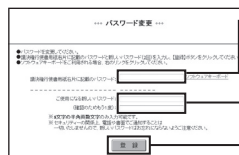
2. 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された
「初期パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる新しい
パスワードを設定してください

「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部
【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】
電話番号：0120-768-524（9：00～21：00）

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<u>第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	<削除>

現行定款	変更案
<新設>	第14条（電子提供措置等） 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
<新設>	（附則） 1. 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 剰余金処分の件

当社は、株主様に対する利益還元を経営上の重要課題として位置づけております。
当事業年度の期末配当につきましては、普通株式1株につき4.7円(先に実施しました中間配当と合わせて年間配当金は1株につき8.7円)とさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4.7円 総額429,448,076円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月28日

【ご参考】

	第10期 (2018年度)	第11期 (2019年度)	第12期 (2020年度)	第13期 (予定) (2021年度)
1株当たり 年間配当金 (注)	12.0円	13.0円	13.2円	8.7円
配当性向 (連結)	39.5%	36.7%	46.9%	35.2%

(注) 当社は2018年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記1株当たり年間配当金額はその株式分割を考慮した数値を記載しております。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本株主総会終結のときをもって任期満了となりますので、あらためて取締役6名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位	取 締 役 会 出 席 状 況	属 性
1	おおやま けんじ 司	代表取締役社長	16回/16回 (100%)	再 任
2	やまなか けんいち	取締役副社長	16回/16回 (100%)	再 任
3	きざわ もりお 夫	社外取締役	16回/16回 (100%)	再 任 社 外 独 立
4	たかだ ひろし 史	社外取締役	16回/16回 (100%)	再 任 社 外 独 立
5	たなか りさ 沙	社外取締役	16回/16回 (100%)	再 任 社 外 独 立 女 性
6	いぐし くみこ 子	社外取締役	16回/16回 (100%)	再 任 社 外 独 立 女 性

候補者
番号

1

おおやま
大山

けんじ
堅司

再任

■ 生年月日

1968年9月10日

■ 所有する当社の株式の数

1,048,773株

■ 取締役会出席状況

16回/16回(100%)

略歴、地位、担当

1987年4月	株式会社ビーイング 入社	2005年10月	アイ・ティー・エックス株式会社 顧問
1989年4月	株式会社ビーイング 取締役		
1996年12月	Being Investments Corp. President CEO	2006年1月	当社 取締役副社長
		2006年6月	当社 代表取締役社長 (現任)
2000年7月	株式会社ビーイング 取締役副社長	2015年1月	学校法人先端教育機構 事業構想大学院大学 客員教授 (現任)
2002年7月	株式会社ビーイング 執行役員 マーケティング部長兼営業部長		

取締役候補者とした理由

大山堅司氏は、会社経営についての豊富な経験と実績並びに強いリーダーシップを有することから、重要な業務執行の決定並びに取締役・執行役員の業務執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

やまなか
山中

けんいち
健一

再任

■ 生年月日

1968年10月10日

■ 所有する当社の株式の数

63,469株

■ 取締役会出席状況

16回/16回(100%)

略歴、地位、担当

1992年4月	三菱電機エンジニアリング株式会社 入社	2010年10月	当社 執行役員管理本部長
		2011年1月	当社 執行役員管理本部長兼 経営管理グループ長
1996年1月	株式会社ビーイング 入社		
2000年4月	株式会社ビーイング執行役員 事業戦略 EC推進担当	2012年3月	当社 取締役執行役員管理本部長
		2014年1月	当社 取締役副社長 (現任)
2005年11月	株式会社JIMOS 執行役員 CIO コーポレートサービス B2Bソリューション担当		

取締役候補者とした理由

山中健一氏は、当社執行役員として就任以来、管理部門並びに経営管理部門の責任者を務めた経歴から、当社グループ全体の円滑な組織運営の監督者に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

きざわ
鬼澤

もりお
盛夫

再任

社外

独立

生年月日

1944年4月8日

所有する当社の株式の数

16,400株

取締役会出席状況

16回/16回(100%)

取締役在任年数

10年（本総会終結時）

略歴、地位、担当

1970年4月

日本ユニバック株式会社
（現日本ユニシス株式会社）
入社

1985年3月

シチズン時計株式会社 入社

1985年9月

Citizen Europe Ltd.
President and Managing
Director

1992年2月

メンター・グラフィックス・
ジャパン株式会社
代表取締役社長兼米国本社副社長

1999年2月

コネクサント・システムズ・
ジャパン株式会社
代表取締役社長

2006年2月

オートデスク株式会社
代表取締役社長兼米国本社副社長

2012年3月

オートデスク株式会社
アドバイザー
当社 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鬼澤盛夫氏は、オートデスク株式会社等の代表取締役を歴任され、ソフトウェア開発・販売等のIT企業及びグローバル企業の経営者として活躍し、当社事業に関連する業界について専門的知識や豊富な経験を有しております。これらを活かして、当社の経営全般に対して、様々な観点から助言を得ることが期待できるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

独立性に係る事項

鬼澤盛夫氏は、会社から独立した客観的かつ中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、当社は同氏を独立性のある取締役候補者と位置づけております。

招集ご通知

議決権行使案内

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番号

4

た か だ
高田

ひ ろ し
坦史

再 任

社 外

独 立

■ 生年月日

1946年12月22日

■ 所有する当社の株式の数

6,400株

■ 取締役会出席状況

16回/16回(100%)

■ 取締役在任年数

2年（本総会終結時）

略歴、地位、担当

1969年 4 月	トヨタ自動車販売株式会社 （現トヨタ自動車株式会社） 入社	2009年12月	株式会社トヨタモーターセールス & マーケティング （現トヨタ自動車株式会社） 代表取締役社長
1995年 1 月	トヨタ自動車株式会社 宣伝部長	2012年 7 月	独立行政法人中小企業基盤 整備機構 理事長
2001年 6 月	トヨタ自動車株式会社 取締役	2013年 5 月	一般社団法人全日本シーエム 放送連盟 （現一般社団法人ACC） 代表理事（現任）
2003年 6 月	トヨタ自動車株式会社 常務役員	2019年 7 月	一般社団法人日本中小企業 経営支援専門家協会（JPBM） 代表理事（現任）
2005年 6 月	トヨタ自動車株式会社 専務取締役	2020年 3 月	当社 社外取締役（現任）
2009年 6 月	トヨタアドミニスタ株式会社 （現トヨタモビリティ東京株式会社） 代表取締役会長	2020年 6 月	中部電力株式会社 社外監査役（現任）
2009年10月	株式会社トヨタマーケティングジャパン （現トヨタ自動車株式会社） 代表取締役社長		

重要な兼職の状況

一般社団法人ACC 代表理事

一般社団法人日本中小企業経営支援専門家協会 代表理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高田坦史氏は、トヨタ自動車株式会社にて宣伝、販売、マーケティング等のマネジメントに長らく携わり、同社役員や同社グループの営業・マーケティング関連会社の代表取締役等を歴任され、さらに中小企業の経営支援を手掛ける独立行政法人のトップとしても活躍しており、様々な事業の振興について専門的知識や豊富な経験を有しております。これらを活かして、当社の営業・マーケティング、新規事業戦略等に様々な観点から助言を得ることが期待できるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

独立性に係る事項

高田坦史氏は、会社から独立した客観的かつ中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、当社は同氏を独立性のある取締役候補者と位置づけております。なお、当社はトヨタ自動車株式会社等、上記略歴記載の会社との取引がありますが、当社及び各社の取引額に占める割合は1%未満となっております。

候補者
番 号

5

たなか
田中

りさ
里沙

再 任

社 外

独 立

女 性

生年月日		略歴、地位、担当			
1966年11月14日		1993年 4 月	株式会社宣伝会議 入社	2019年 1 月	中央環境審議会委員（現任）
■ 所有する当社の株式の数 0株		2001年 2 月	株式会社宣伝会議 取締役編集長	2019年 2 月	社会資本整備審議会・交通 政策審議会委員（現任）
■ 取締役会出席状況 16回/16回(100%)		2010年 8 月	公益社団法人日本鉄道広告協会 理事（現任）	2019年 6 月	財政等審議会委員（現任）
■ 取締役在任年数 2年（本総会最終時）		2012年 4 月	学校法人先端教育機構 事業構想大学院大学 教授	2020年 3 月	SBプレイヤーズ株式会社 社外取締役（現任）
		2014年 4 月	株式会社宣伝会議 取締役副社長兼編集室長	2020年10月	国土審議会委員（現任）
		2014年 6 月	日本郵便株式会社 社外取締役（現任）	2021年 4 月	国立大学法人三重大学 理事 （現任）
		2016年 4 月	学校法人先端教育機構 事業構想大学院大学学長（現任） 株式会社宣伝会議 取締役 メディア・情報統括（現任）	2022年 1 月	第33次地方制度調査会委員 （現任）
		重要な兼職の状況			
		学校法人先端教育機構 事業構想大学院大学 学長			

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田中里沙氏は、企業の広報宣伝・マーケティングに関する豊富な見識を備え、さらに自動車業界に関連のある国土審議会委員等の立場から政策提言等に長らく携わっていることから、当社事業に関連性のある専門的知識や豊富な経験を有しております。

これらを活かして、当社の広報宣伝や成長戦略等に対して、様々な観点から助言を得ることが期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

なお、同氏は日本郵便株式会社社外取締役に就任しており、同社は総務大臣及び金融庁から、2019年12月27日に保険の不正販売問題を指摘され行政処分を受けております。同氏は、同社の社外取締役として日頃から法令遵守についての助言を行っており、当該事実の判明後も同社取締役会において事態の再発防止の措置を求める等、その職責を適切に遂行しております。

独立性に係る事項

田中里沙氏は、会社から独立した客観的かつ中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、当社は同氏を独立性のある取締役候補者と位置づけております。

(注) 候補者田中里沙氏の戸籍上の氏名は、齊藤里沙であります。

候補者
番号

6

い べし
伊 串

く み こ
久 美 子

再 任

社 外

独 立

女 性

■ 生年月日

1968年9月3日

■ 所有する当社の株式の数
0株

■ 取締役会出席状況

16回/16回(100%)

■ 取締役在任年数

2年（本総会終結時）

略歴、地位、担当

2000年10月	デロイトトーマツコンサルティング株式会社（現デロイトトーマツコンサルティング合同会社）	2009年6月	ハーバード大学公共政策大学院行政学修士号（MPA）取得
	テレコム&メディア事業部マネジャー	2011年9月	日本アイ・ビー・エム株式会社グローバル・ビジネス・サービス事業戦略・市場開発部長
2003年1月	日本ヒューレット・パッカード株式会社（現ヒューレット・パッカード合同会社）	2012年7月	日本アイ・ビー・エム株式会社グローバル・ビジネス・サービス事業コンサルティング部門アソシエイト・パートナー
	戦略企画部門マネジャー		
2003年9月	日本ヒューレット・パッカード株式会社（現ヒューレット・パッカード合同会社）	2014年9月	株式会社霞ヶ関総合研究所設立代表取締役社長（CEO兼COO）
	経営企画室渉外部部長兼	2015年11月	株式会社USEN 社外取締役
	日本代表ロビイスト	2016年4月	株式会社アマガサ 社外取締役
2006年6月	エーオンホールディングスジャパン株式会社	2017年7月	株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役
	経営企画部門長兼新規事業開発部長	2018年7月	株式会社ビジョナリーホールディングス 社外取締役（現任）
	エーオンリスクサービスジャパン株式会社	2020年3月	当社 社外取締役（現任）
	（現エーオンジャパン株式会社）	2021年12月	株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 顧問（現任）
	営業市場開発部長		
	エーオンコンサルティングジャパン株式会社		
	（現エーオンソリューションズジャパン株式会社）		
	HRコンサルティング・ディレクター		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊串久美子氏は、グローバルに展開する企業において事業戦略等の業務に従事され、特に新規事業開発や海外市場展開等について専門的知識や豊富な経験を有しております。

これらを活かして、当社の新規事業戦略、海外事業展開等に対して、様々な観点から助言を得ることが期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

独立性に係る事項

伊串久美子氏は、会社から独立した客観的かつ中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、当社は同氏を独立性のある取締役候補者と位置づけております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鬼澤盛夫氏、高田坦史氏、田中里沙氏及び伊申久美子氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、鬼澤盛夫氏、高田坦史氏、田中里沙氏及び伊申久美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。鬼澤盛夫氏、高田坦史氏、田中里沙氏及び伊申久美子氏の再任が承認された場合、当社は各氏を引き続き独立役員とする予定であります。
4. 現在、当社と鬼澤盛夫氏、高田坦史氏、田中里沙氏及び伊申久美子氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、社外取締役候補者である鬼澤盛夫氏、高田坦史氏、田中里沙氏及び伊申久美子氏の再任が承認された場合は、同様の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、当該責任限定が認められるのは当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
5. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び全ての子会社の役員、執行役員、管理・監督の立場にある従業員の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は同内容での更新を予定しております。

〈ご参考〉取締役及び監査役の専門性と経験（スキルマトリックス）

当社の取締役及び監査役のスキルマトリックス策定に当たり、業務執行、非業務執行で区別し、以下のとおりそれぞれ異なる定義を設けております。

- （●）業務執行役員：業務執行において発揮する保有スキル
 （■）非業務執行役員：保有するスキルのうち、当社が特に期待するスキル

なお、本招集ご通知記載の取締役選任議案が全て承認可決された場合、当社取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏 名	選任後の当社における地位	専門性・経験							
		経営全般	業界知識	国際経験	営業・販売	技術・研究開発	ICT	法務・リスクマネジメント	財務・会計
おお 大 やま 山 けん 堅 じ 司	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●		●
やま 山 なか 中 けん 健 いち 一	取締役副社長	●	●		●		●	●	●
き 鬼 ざわ 澤 もり 盛 お 夫	社外取締役	■	■	■					
たか 高 だ 田 ひろ 坦 し 史	社外取締役	■	■		■				
た 田 なか 中 り 里 さ 沙	社外取締役		■		■				
い 伊 ぐし 串 く 久 み 美 こ 子	社外取締役			■	■				
ひら 平 さわ 澤 けん 謙 じ 二	常勤監査役							■	■
にし 西 もと 本 つよし 強	社外監査役							■	
お 尾 ざき 崎 ひで 英 と 外	社外監査役	■							■

- （注） 1. 経営全般…適切なりスクテイクを踏まえて経営判断を行うための、上場企業等の経営経験
 2. 業界知識…当社事業を取り巻く業界やSaaSビジネスに関する深い見識
 3. 国際経験…国際的な企業におけるグローバル視点を備えた経営経験
 4. 営業・販売…企業の売上や利益を直接左右する営業活動やマーケティングに関する見識
 5. 技術・研究開発…ソフトウェアを中心とした研究開発等に関する見識
 6. ICT…インターネット等の通信技術を用いて、デジタル情報を活用する見識
 7. 法務・リスクマネジメント…健全かつ安定した経営を行うための、法律やコンプライアンスを踏まえたリスクマネジメントの見識及び経験
 8. 財務・会計…企業における財務戦略や会計・税務全般に関する見識及び経験

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は以下のとおりであり、池田欽哉氏は社外監査役以外の監査役の補欠としての候補者、朝倉祐介氏は社外監査役の補欠としての候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号

1

いけだ
池田

きんや
欽哉

生年月日

1959年5月20日

所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位

1982年 4 月

日本電気株式会社 入社

2018年 4 月

NECネットエスアイ株式会社

2010年 6 月

日本電気株式会社
営業業務審査部企画部長

2019年 8 月

当社 入社

2012年 6 月

日本電気株式会社
営業業務審査部長

2020年 1 月

当社 内部監査室長（現任）

2014年 4 月

NECネットエスアイ株式会社
監査部長

2020年 3 月

当社 補欠監査役（現任）

2015年 4 月

NECネットエスアイ株式会社
経営監査部長

補欠監査役候補者とした理由

池田欽哉氏は、NECネットエスアイ株式会社において監査部長を務められ、監査に関する専門的知識や豊富な経験を有しており、また、当社において内部監査室長として公正かつ独立した立場で各部門運営の適正性に関する監査業務に携わっております。

それらの知識や経験を活かして、当社の監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き補欠監査役候補者といたしました。

候補者
番 号

2

あさ くら

朝倉

ゆう すけ

祐介

社 外

独 立

生年月日

1982年8月19日

所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位

2007年 9 月	司法試験合格	2016年 3 月	当社 補欠社外監査役
2008年12月	弁護士登録	2017年12月	当社 社外監査役
	ビンガム・マカッチェン・	2018年 3 月	当社 補欠社外監査役
	ムラセ外国法事務弁護士事務所		(現任)
	坂井・三村・相澤法律事務所	2021年 5 月	秋山・朝倉法律事務所
	(外国法共同事業) 入所		パートナー (現任)
2011年 9 月	三羽総合法律事務所		
	パートナー		

重要な兼職の状況

秋山・朝倉法律事務所 パートナー

補欠社外監査役候補者とした理由

朝倉祐介氏は、弁護士の資格を持ち、企業法務の専門家としての専門的知識や豊富な経験を有しております。
なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査役監査の機能強化を中心に、当社の業務執行における適正性確保の観点で、社外監査役として適任と考え、引き続き補欠社外監査役候補者といたしました。

独立性に係る事項

朝倉祐介氏は、会社から独立した客観的かつ中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、また当社と上記略歴記載の事務所との取引はなく、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、当社は同氏を独立性のある補欠社外監査役候補者と位置づけております。

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 朝倉祐介氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 朝倉祐介氏は東京証券取引所の独立役員の要件を満たしており、朝倉祐介氏が社外監査役に就任された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 池田欽哉氏及び朝倉祐介氏が監査役に就任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、当社と両氏の間で締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、当該責任限定が認められるのは当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
5. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び全ての子会社の役員、執行役員、管理・監督の立場にある従業員の損害を当該保険契約によって填補することとしております。池田欽哉氏は、管理・監督の立場にある従業員として当該保険契約の被保険者であり、同氏が監査役に就任された場合は、引き続き被保険者となります。また、朝倉祐介氏が監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

I. 当社及び当社の子会社（企業集団）の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルスに対する感染拡大防止策やワクチン接種の普及により、持ち直しの動きが見られました。しかしながら、新たな変異株の出現による感染の再拡大が見られることから、感染症による影響や供給面での制約、原材料価格の動向を背景とした下振れリスクが懸念され、先行き不透明な状況が続いております。

当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」という）が属する情報サービス産業においては、テレワークや非接触対応をはじめとした「新しい働き方」の実現に向けた企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）投資が拡大しました。その一方で、先行き不透明な景況感を背景に、非戦略領域に該当する新規投資には慎重な姿勢も見られ、IT投資需要は強弱感が混在しております。また、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、半導体需給のひっ迫やサプライチェーンへの影響が続いているため、パソコン等ハードウェアの一部は不安定な供給となっており、今後も注視が必要な状況となっております。

このような環境のなか、当社グループは企業理念である「感謝と喜び」の心を根本として、お客様の事業継続や事業創造に貢献するための活動を続けております。当事業年度においては、業務ソフトウェアの販売に加え、グループウェアをはじめとしたDXソリューションを拡充し、お客様のDX対応を支援しました。また、2022年から本格提供を開始する新たなクラウド業務ソフトウェア『cシリーズ』への切り替えを、早期かつ円滑におこなうことができるよう、一部のお客様を対象にソフトウェア販売での月額サブスクリプション契約への転換を開始しました。さらに、自動車メーカー系の金融会社との協業を開始するなど、今後のモビリティ社会の動向を見据えた施策を推進しました。これらの活動と並行して、提供サービスの多様化に備え社内システムを拡張したほか、営業活動のオンライン化やテレワークの定着を進める等、当社グループ事業運営基盤のDX化を進めました。

月額サブスクリプション契約への転換は、当社グループの売上収益を安定化させるだけでなく、中長期的な成長をもたらします。しかしながら、当事業年度は転換の初期段階にあることから、売上収益の低下要因となりました。一方で、お客様のDX対応を支援するための提案力を強化したことにより、DXソリューション売上に加えて業務ソフトウェアの付帯サービスであるネットワーク利用料や保守サービス料等、各種の月額売上が増収と

なりました。コスト面におきましては、『.cシリーズ』等への開発投資やサービス提供基盤の強化をはじめ、オンラインプロモーション用のコンテンツ制作等、今後の事業成長につなげるための先行費用が増加しました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上収益206億52百万円（前事業年度比2.4％減）、営業利益33億95百万円（前事業年度比17.9％減）、税引前利益32億33百万円（前事業年度比15.4％減）、親会社の所有者に帰属する当期利益21億73百万円(前事業年度比11.9％減)となりました。

当社グループはITサービス事業の単一セグメントですが、当事業年度における売上区分別の状況は以下のとおりであります。

区 分	売上収益(百万円)	構 成 比	前 事 業 年 度 比 (増 減 率)
プラットフォーム	11,479	55.6%	7.4%
アプリケーション	9,173	44.4%	△12.4%
合 計	20,652	100.0%	△2.4%

(注)記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は39億20百万円であり、その主なものはクラウド技術を採用した次世代システム等のソフトウェアの開発によるものであります。

3. 資金調達の状況

当社は効率的で安定した事業資金の調達を行うため、取引金融機関と総額125億円のコミットメントライン契約を締結しております。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年3月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年4月26日を効力発生日として、株式会社産業革新研究所の株式32.5%を取得し、同社を完全子会社としました。

8. 対処すべき課題

100年に一度と言われる変革期に直面している自動車産業では、AIを活用した自動運転等の新しい技術や、電気自動車に代表される新しい形の移動体（モビリティ）が今後大きく普及すると予想されております。また、近年のカーオーナーのニーズや個人のライフスタイルの多様化に伴い、カーシェアやライドシェアといった所有から利用へ自動車との関わり方が変化しております。さらに、これらの環境変化に加え、新型コロナウイルス感染症を契機としたテレワークや業務のオンライン化等の新しい働き方への移行が当社グループのお客様の間で急速に進んでおります。

これらの動きに迅速かつ柔軟に対応するために、当社グループは、Broadleaf Cloud Platformの拡大を推進し、常に価値あるサービスを提供し続けることでお客様の業務のデジタル化への支援を強化していくとともに、SDGs（持続可能な開発目標）に代表される環境・社会課題の解決に向けた取り組みを強化してまいります。さらに当社グループは、国内自動車アフターマーケット向けシステム販売からの事業ドメイン拡大を掲げ、先端技術を取り入れた革新的な事業を創出する企業への進化を目指し、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

そのうえで当社グループが認識する主な対処すべき課題は以下のとおりです。

(1) クラウド化の促進とBroadleaf Cloud Platform上で稼働するサービスの拡充

当社グループは、お客様の業務を改善する業種特化型業務アプリケーション（以下、「業務アプリケーション」という）を提供しており、業界で高いシェアを獲得してきました。これらのアプリケーションをクラウドサービスへ切り替えることで、変革期を迎えている市場に対してより迅速かつ柔軟に必要な機能を提供し、カスタマーサクセスを追求してまいります。また、当社グループが開発したクラウドサービスに加え、業種・業界を超えた様々なパートナー企業と連携し、Broadleaf Cloud Platform上に多様なサービスを提供してまいります。クラウドサービスとBroadleaf Cloud Platform上の多様なサービスを組み合わせることにより、従来の業務アプリケーションの提供による

業務効率化の支援から、トータルマネジメントシステムの提供による経営・業務改革の支援へとサービス範囲を拡張してまいります。

(2) 新しい働き方への移行の支援

当社グループでは、テレワークや業務のオンライン化等の新しい働き方への移行に対するお客様のニーズに応え、セミナーや商談等のリモート化を推進していくとともに、業務のデジタル化の促進を通じて、新しい働き方への移行を支援する様々な商品をお客様に提供しております。今後も電子帳簿保存法の改正や電子インボイス制度の導入等、法改正やデジタル化に対応した商品やサービスをいち早く提供し、お客様の新しい働き方への移行を支援してまいります。

(3) 自動車部品受発注ビジネスの浸透・eコマースビジネスの展開

当社グループは、強みである自動車アフターマーケットの顧客基盤とデータベースを活用することで、自動車補修部品の電子受発注サービスを提供しております。クラウドサービスの提供により、本サービスの更なる浸透を図る素地が整いました。本サービスでは自動車リサイクル部品の受発注も行っており、修理時のリサイクル部品の利用を促進しております。本サービスを通じて、資源循環型社会の実現に寄与してまいります。また、受発注を電子化することで、業界の課題である部品の取引や物流における非効率を解消するとともに、紙による印刷物の削減にも寄与してまいります。

(4) データを活用したサービスの創出

当社グループは、自動車関連のビッグデータを活用したカーオーナー向けサービス等の新たなサービス事業の立ち上げを行ってまいります。また、従来の自動車にとどまらず、次世代自動車や自動車以外も含めた全てのモビリティを対象としたビジネスの創造に向け、データベースの付加価値向上を目指してまいります。そのために必要な関連企業との共同研究やアライアンスも進めてまいります。カーオーナーへ利便性の高い金融サービスを提供するため、2021年10月に自動車メーカー系の金融会社との協業を開始するなどの成果も得られ始めております。

9. 財産及び損益の状況の推移

(1) 当社グループの財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第10期 (2018年度)	第11期 (2019年度)	第12期 (2020年度)	第13期 (2021年度)
売 上 収 益	21,285	22,586	21,162	20,652
営 業 利 益	4,115	4,525	4,135	3,395
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 当 期 利 益	2,656	3,093	2,465	2,173
基 本 的 1 株 当 た り 当 期 利 益 (円)	30.36	35.40	28.16	24.72
資 産 合 計	29,413	31,689	32,274	34,476
資 本 合 計	21,033	23,220	24,602	26,114
1 株 当 た り 親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分 (円)	240.91	265.56	280.87	296.77

- (注) 1. 基本的1株当たり当期利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり親会社所有者帰属持分は自己株式を控除した各事業年度末日の発行済株式の総数により算定しております。
2. 当社は2018年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第10期事業年度期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。
3. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第10期 (2018年度)	第11期 (2019年度)	第12期 (2020年度)	第13期 (2021年度)
売上高	19,012	19,859	19,377	18,639
経常利益	3,506	3,389	3,438	2,434
当期純利益	2,022	2,321	1,790	731
1株当たり当期純利益(円)	23.12	26.57	20.46	8.32
総資産	24,731	24,849	25,484	27,049
純資産	18,212	19,205	19,874	19,875
1株当たり純資産(円)	208.60	219.67	226.92	225.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した各事業年度末日の発行済株式の総数により算定しております。
2. 当社は2018年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第10期事業年度期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

10. 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社グループは、Broadleaf Cloud Platformをサービスの提供基盤とし、主に自動車アフターマーケットをはじめとする市場に、業務アプリケーションの提供、お客様に対する保守サービスやサプライ品の提供に加え、各種ネットワークサービスを行っております。業務アプリケーションにつきましては、2021年10月から次世代技術を用いたクラウドサービスの販売を開始しました。クラウドサービスとBroadleaf Cloud Platform上の多様なサービスを組み合わせることにより、従来の業務アプリケーションの提供による業務効率化の支援から、お客様の業務のトータルマネジメントシステムの提供による経営・業務改革の支援へと業務範囲を拡張していくことが可能となります。

業務アプリケーション及びクラウドサービスの提供によって、自動車アフターマーケット業界に従事している事業者のほか、機械工具取扱い事業者、旅行取扱い事業者、携帯電話販売代理事業者等に対して、業務効率化及び経営・業務改革を支援しております。当社グループの業務アプリケーションは、特定業種固有の業務フローに則した見積及び請求管理等の汎用的な機能を具備しております。業務アプリケーションをパソコンに搭載して販売する場合に、液晶ディスプレイ、プリンター及び周辺機器等のハードウェアの販売も行っております。また、当該アプリケーションに加え、整備工場や製造工場における改善活動を支援する作業分析・業務最適化ソフトウェアを提供しております。当該ソフトウェアは、IE手法に準拠し、作業現場における人・モノ・機械の動きを動画分析・時間分析することにより、ムリ・ムダ・ムラを可視化し、作業時間の短縮・省力化・コスト削減を実現する現場改善機能を具備しており、作業現場に留まらず、伝統工芸の匠の技の伝承、介護スタッフの教育並びにサービス業のベストプラクティスの共有等、幅広い市場への展開を進めております。

業務アプリケーション販売顧客に対する業務アプリケーション及びハードウェアの保守サービスを提供しており、365日稼働のコールセンターや全国の拠点に専門スタッフを配置し、ネットワーク、ハードウェア及びサーバー等のトラブル時に迅速に対応するサポート体制を構築しております。また、業務アプリケーションで利用する帳票類等のサプライ品の販売も行っております。

ネットワークサービスとして、ネットワーク型の業務アプリケーションの販売先に対する付帯サービスを提供しております。データベース提供サービスやサーバー提供サービスのような業務アプリケーション利用のために不可欠なサービスのほか、自動車アフターマーケット業界でのリサイクル部品流通における決済代行サービス並びに各事業者間での自

動車部品の電子受発注機能等を提供しております。サービスの対価は月額課金又は従量課金等で収受しております。

当社グループは、ITサービス事業の単一セグメントであります。関連情報として上記商品やサービスによる売上高をプラットフォーム及びアプリケーションの2区分で公表しております。

プラットフォームには、月額課金又は従量課金形式での売上高が含まれております。また、業務アプリケーションの利用に共通で必要となる基本ソフトウェアや共通機能に関する売上高を含んでおります。従来から提供しているプラットフォームを活用したサービスに加え、今後新たにBroadleaf Cloud Platform上で展開する新サービスは、プラットフォームに分類していきます。

アプリケーションには、業務アプリケーションにおけるアプリケーション固有の機能に対する売上高並びにパソコン、液晶ディスプレイ、プリンター及び周辺機器等のハードウェア等の売上高が含まれております。

区 分	サ ー ビ ス 内 容
プラットフォーム	【SaaS】 ・月額での業務アプリケーションの提供 ・タブレット型業務端末「CarpodTab」の提供 【PaaS/IaaS】 ・業務アプリケーションの利用に共通で必要となる基本ソフトウェアや共通機能の提供 ・業務アプリケーション用データベース ・業務アプリケーションの利用に必要なネットワークサーバー機能の提供 【EDI・決済】 ・自動車リサイクル部品の取引ネットワーク「パーツステーションNET」における決済代行サービスの提供 ・自動車部品の受発注プラットフォーム「BLパーツオーダーシステム」の提供 【サポート】 ・各種の顧客向けサポート、ハードウェア保守の提供 ・専用帳票類やOAサプライ品の販売 【その他】 ・HP作成ツールやグループウェアの提供 他
アプリケーション	【業種別】 ・業種別ソフトウェア（基本ソフトウェア除く）の販売 【OTRS】 ・作業分析・業務最適化ソフトウェア「OTRS」の販売 【機器類】 ・PC、プリンターや周辺機器の販売 他

11. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 タ ジ マ	50百万円	100.0%	システム販売 システムサポート
株 式 会 社 S p i r a l M i n d	1 億円	100.0%	先端技術の研究・開発
株 式 会 社 産 業 革 新 研 究 所	7 百万円	100.0%	製造業向けの情報サービス
博楽得信息科技（合肥）有限公司	11百万人民币	100.0%	システム販売
北京盛源博楽信息科技有限公司	2 百万人民币	100.0%	システム販売
Broadleaf I.T. Solutions Inc.	75百万フィリピンペソ	100.0%	システム販売 システムサポート

（注）当社は、2021年3月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年4月26日を効力発生日として、株式会社産業革新研究所の株式32.5%を取得し、同社を完全子会社としました。

12. 主要な事業所（2021年12月31日現在）

会 社 名	主要な事業所	所 在 地
株 式 会 社 ブ ロ ー ド リ ー フ	本 社	東京都品川区
	営 業 拠 点	札幌事業所（北海道札幌市） 仙台事業所（宮城県仙台市） 名古屋事業所（愛知県名古屋市） 大阪事業所（大阪府大阪市） 広島事業所（広島県広島市） 福岡事業所（福岡県福岡市）
	開 発 拠 点	札幌事業所（北海道札幌市） 福岡事業所（福岡県福岡市）
株 式 会 社 タ ジ マ	本 社	東京都品川区
株 式 会 社 S p i r a l M i n d	研 究 拠 点	東京都渋谷区
株 式 会 社 産 業 革 新 研 究 所	本 社	山梨県甲府市
博楽得信息科技（合肥）有限公司	本 社	中華人民共和国合肥市
北京盛源博楽信息科技有限公司	本 社	中華人民共和国北京市
Broadleaf I.T. Solutions Inc.	本 社	フィリピン共和国マカティ市

13. 使用人の状況（2021年12月31日現在）

(1) 当社グループの使用人の状況

使用人人数	前事業年度対比
940名	11名減

- (注) 1. 上記のほか、17名をパートタイム労働者として臨時雇用しております。
2. 当社グループはITサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人人数	前事業年度対比	平均年齢	平均勤続年数
805名	4名増	43.8歳	10.6年

- (注) 1. 上記のほか、15名をパートタイム労働者として臨時雇用しております。
2. 平均勤続年数は、2010年1月1日に当社が吸収合併した消滅会社旧株式会社ブロードリーフにおける勤続年数を通算しております。

14. 主要な借入先（2021年12月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三井住友銀行	1,276
株式会社みずほ銀行	300
株式会社りそな銀行	225

- (注) 1. 企業集団の主要な借入先として当社の借入先の状況を記載しております。
2. 当社は効率的で安定した事業資金の調達を行うため、取引金融機関と総額125億円のコミットメントライン契約を締結しております。
3. 当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は18億1百万円であります。
4. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2021年12月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 320,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 97,896,800株 |
| (3) 株主数 | 33,831名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	8,966,300株	9.8%
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02	8,591,400株	9.4%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	8,122,671株	8.9%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	6,973,200株	7.6%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 E 口)	3,376,149株	3.7%
T H E B A N K O F N E W Y O R K 1 3 3 6 1 2	2,156,700株	2.4%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,421,400株	1.6%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,414,900株	1.5%
T H E B A N K O F N E W Y O R K 1 3 3 6 5 2	1,297,700株	1.4%
大 山 堅 司	1,048,773株	1.1%

- (注) 1. 当社は自己株式を6,524,869株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除し、株式給付信託(BBT)が所有する当社株式1,340,900株及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式2,035,249株を含めて算定しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株 式 の 種 類 及 び 数	交 付 さ れ た も の の 人 数
取締役（社外取締役を除く）	普通株式 41,129株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告34頁及び35頁「Ⅳ. 2. 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大 山 堅 司	
取締役副社長	山 中 健 一	
社 外 取 締 役	鬼 澤 盛 夫	
社 外 取 締 役	高 田 坦 史	一般社団法人ACC 代表理事 一般社団法人日本中小企業経営支援専門家協会 代表理事
社 外 取 締 役	田 中 里 沙	学校法人先端教育機構 事業構想大学院大学 学長
社 外 取 締 役	伊 串 久美子	
常 勤 監 査 役	平 澤 謙 二	
社 外 監 査 役	西 本 強	日比谷パーク法律事務所 パートナー
社 外 監 査 役	尾 崎 英 外	

- (注) 1. 取締役のうち鬼澤盛夫氏、高田坦史氏、田中里沙氏及び伊串久美子氏は社外取締役であります。
2. 監査役のうち西本強氏及び尾崎英外氏は社外監査役であります。
3. 当社は取締役鬼澤盛夫氏、高田坦史氏、田中里沙氏及び伊串久美子氏並びに監査役西本強氏及び尾崎英外氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。なお、上記の社外役員に係る重要な各兼職先と当社との間に、開示すべき特別な関係はありません。
4. 尾崎英外氏は、トヨタ自動車株式会社にて財務、経理等のマネジメントに長らく携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬 (役員賞与)	非金銭報酬等 (譲渡制限付 株式報酬)	業績連動報酬 (株式給付 信託型報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	288 (26)	135 (26)	100 (－)	27 (－)	26 (－)	6 (4)
監査役 (うち社外監査役)	26 (14)	26 (14)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	3 (2)

(注) 1. 当社は、取締役（社外取締役を除く）に対して支給する業績連動報酬として、役員賞与及び株式給付信託型報酬を導入しており、業績指標に連動した定量評価及び定性評価に基づき、総合的な評価を勘案のうえ評価報酬委員会においてその支給の額又は数を決定しております。主要な業績指標は連結売上収益及び連結営業利益であり、その実績は以下に記載のとおりであります。当該業績指標は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高め、又は中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるために選定した指標であります。なお、株式給付信託型報酬は、当該指標の達成状況に応じて業績連動係数を評価報酬委員会が決定し、役位、業績達成度等に応じて当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の株式ポイントが給付されます。

業績指標	実績値	期初の予想に対する達成率
連結売上収益	206億52百万円	102.7%
連結営業利益	33億95百万円	141.5%

2. 当社は、取締役（社外取締役を除く）に対して支給する非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬及び株式給付信託型報酬を導入しております。株式給付信託型報酬は、業績連動報酬として記載しております。
3. 取締役の報酬限度額は2020年3月24日開催の第11期定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内。使用人兼務取締役の使用人給与分は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役4名）です。
4. 取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象に上記報酬限度額とは別に、2016年3月30日開催の第7期定時株主総会において、年額73百万円を上限とする業績連動型株式報酬制度「株式給付信託型報酬」の導入を決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、2名（社外取締役を除く）です。
5. 取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象に上記報酬限度額とは別に、2019年3月28日開催の第10期定時株主総会において、年額56百万円を上限とする譲渡制限付株式報酬制度導入の決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、2名（社外取締役を除く）です。
6. 監査役の報酬限度額は2013年3月29日開催の第4期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
7. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(2) 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

・決定方針の決定方法

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

・決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬制度は、「基本報酬」、「役員賞与」、「譲渡制限付株式報酬」及び「株式給付信託型報酬」で構成しております。取締役（社外取締役を除く）の報酬は、株主総会決議により定めた各報酬の限度額の範囲内で、取締役会決議により一任された評価報酬委員会の決定に基づき支給することとしております。評価報酬委員会は、評価の決定に利害関係を有しない社外取締役により構成されており、役位に応じた責任範囲及び業績のほか、各取締役の業績評価・貢献度を総合的に勘案しております。社外取締役の報酬は、基本報酬のみを支給することとしております。

また、監査役の報酬については、業務執行から独立した立場であることから、業績を勘案する報酬体系は相応しくないため、基本報酬のみを支給することとしております。

・取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役会で決議された決定方針に従って、評価報酬委員会が個人別の評価及び報酬を決定していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項

当社は、取締役会の決議により取締役の報酬の個別の配分に関する決定を、評価の公正性を担保するために評価の決定に利害関係を有しない社外取締役により構成される評価報酬委員会へ委任しております。

3. 社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

(1) 社外取締役

氏 名	出席状況	発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
	取締役会	
鬼澤盛夫	16回/16回 (100%)	当社事業に関連する業界やビジネスモデルについての専門的知識、及びグローバルな経営経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で取締役会の監督機能を担っております。
高田坦史	16回/16回 (100%)	当社事業に関連する業界についての専門的知識や豊富な経験、及び営業・マーケティング、新規事業戦略における専門的知識や豊富な経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で取締役会の監督機能を担っております。
田中里沙	16回/16回 (100%)	当社事業に関連する官公庁の委員会に出席し、産学連携やブランドコミュニケーション等に関する専門的知識や豊富な経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で取締役会の監督機能を担っております。
伊申久美子	16回/16回 (100%)	新規事業開発や海外市場展開等に関する専門的知識や豊富な経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で取締役会の監督機能を担っております。

(2) 社外監査役

氏 名	出席状況		発言状況
	取締役会	監査役会	
西本 強	16回/16回 (100%)	13回/13回 (100%)	企業法務の専門家として専門的知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、取締役会及び監査役会の妥当性、適正性を確保するための発言を行いました。
尾崎 英 外	16回/16回 (100%)	13回/13回 (100%)	経理、財務の分野や企業経営全般において、自動車業界に留まらない専門的知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、取締役会及び監査役会の妥当性、適正性を確保するための発言を行いました。

4. 役員との責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び全ての子会社の役員、執行役員、管理・監督の立場にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関して、損害賠償請求を受けることによって生じる損害が填補されることとなります。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

	金 額 （ 百 万 円 ）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社3社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
3. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

3. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役会、社内監査部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する等の事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査役会は、その会計監査人の解任又は不再任及び新たな会計監査人の選任に係る議案の内容を決定いたします。

Ⅵ. 企業集団の業務の適正を確保するための体制

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の取締役会は、法令・定款・取締役会規程等に基づき経営に関する重要事項を決定するとともに、当社グループの取締役の職務執行を監督いたします。
- (2) 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役監査基準等に基づき当社グループの取締役の職務執行を監督いたします。
- (3) 当社グループの役職員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため、倫理・コンプライアンス管理規程を制定いたします。

また、当社グループの役職員に対し、遵守すべき社会規範、各種法令、当社就業規則並びにその他の諸規程の遵守について周知徹底いたします。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき保存及び管理を行います。

また、当社は関係会社管理規程及び当該規程に基づく関係会社管理要領において報告事項を定め、必要に応じて当社の子会社に当社の取締役会で報告を求めます。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理体制を構築するための危機管理に関連して、当社グループ全てに適用するリスクマネジメント規程及び危機管理規程を定め、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、平常時からリスクの低減又は危機の未然防止に努めるとともに、重大な危機が発生した場合の即応体制を整備・維持いたします。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて適宜、臨時取締役会を開催し、重要事項に関し、取締役の職務の執行を適正かつ効率的に行います。

また、取締役会にて定められた経営方針に基づき、執行役員を含め具体的な施策の実施を図ります。

なお、当社の子会社においても定期的に定例取締役会を開催し、重要事項に関し、取締役の職務の執行を適正かつ効率的に行います。

5. 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する行動方針として、企業理念・経営方針・行動基準、サステナビリティ方針及び倫理・コンプライアンス管理規程を示し、これを基礎として、当社グループ各社で諸規程を定めることといたします。

なお、当社グループの経営については、当社から取締役及び監査役を派遣し、当社の子会社の経営執行をモニタリングの上、子会社の業務の適正を確保いたします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて当社の使用人から監査役の指揮命令に従うスタッフを置くこととし、当該人事に関して監査役会の同意のもとに、取締役との意見交換を行い慎重に検討いたします。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。

また、監査役と代表取締役、会計監査人及び内部監査部門等との定期的な意見交換会を行います。

8. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を公益通報者保護規程に定め、当社グループの取締役、執行役員及び使用人に周知徹底いたします。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかに当該請求に応じます。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除のため、倫理・コンプライアンス管理規程の定めにおいて、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力とは関係を有しないことを基本方針といたします。

また、反社会的勢力の定義及び取引先管理マニュアル等に照らし合わせ、新規取引先が反社会的勢力でないことを確認するとともに、当社役職員及び既存取引先が反社会的勢力でないことを定期的に確認し、反社会的勢力の排除策を講じております。

さらに、当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会し、外部情報の収集や外部団体との連携を強化しております。

VII. 企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、前記の内部統制システムの基本方針（企業集団の業務の適正を確保するための体制）の適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- 取締役会を16回開催し、法令等に定められた事項や経営方針、事業計画及び予算策定等の経営に関する重要事項を決定しております。また、取締役会に加えて、社外取締役及び社外監査役を交えた活発な意見交換会も開催しており、取締役間の意思疎通を図りながら業務執行を監督いたしました。
- 監査役会を13回開催し、監査方針や監査計画を協議・決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。また、常勤監査役は経営会議等の重要会議にも出席し、発言・調査する等監査の充実を図っております。
- リスクマネジメント規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、子会社の同委員会と連携しつつ、優先的に対処すべきリスクへの当社各部門、子会社の対応状況を把握してリスクマネジメントを行うとともに、コンプライアンス推進を図っております。なお、リスク・コンプライアンス委員会は、当事業年度において12回開催し、その活動概況を四半期ごとに取締役会へ報告しております。
- リスク・コンプライアンス委員会の監督のもと、危機管理規程の改訂を行い、また安否確認システムを導入し事業継続リスクを低減させるための体制強化を図っております。
- 倫理・コンプライアンス規程に基づき、当社グループの役職員のコンプライアンスに対する意識を高めるため、研修及び定期的に実施するeラーニング等によるコンプライアンス教育を実施しております。また、子会社を対象にハラスメント研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンス強化に取り組んでおります。

6. 公益通報者保護規程に基づき、当社グループの役職員がコンプライアンスの違反を発見又は予見した場合には、業務上の指揮命令系統から独立した社内窓口又は外部窓口を利用することを推奨し、通報制度の実効性向上に努めております。
7. 個人情報保護方針及び個人情報保護基本規程に基づき、個人情報保護委員会を12回開催し、当社グループにおける業務上の個人情報の取扱いについて監督を行っております。
また、当社グループの役職員の個人情報保護に対する意識を高めるため、研修及びeラーニング等による教育を実施しております。
8. 当社の子会社においては、グループ共通の企業理念・経営方針・行動基準及びサステナビリティ方針の周知徹底を図るとともに、当社管理部門、内部監査部門及び監査役により、統制状況を確認することで当社グループにおける業務の適正を確保しております。
9. 新型コロナウイルス感染症への対応として、前事業年度に引き続き危機管理規程に基づき対策本部を設置し、様々な感染防止対策を立案、推進しております。当事業年度はテレワークの推進を図り、総務省よりテレワーク先駆者百選に認定されております。社内でのDXを推進しコロナ禍が継続する前提での事業継続活動に取り組んでおります。

VIII. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を経営上の重要課題として位置づけております。企業価値向上のための事業展開や財務健全性の維持に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた利益配分をおこなうことを基本方針とし、連結配当性向35%以上を目処としております。

また、当社は株主様への利益還元機会の充実を図るため、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を実施することとしております。なお、株主様に対する利益還元を柔軟に行うため、取締役会決議によって、「期末配当については毎年12月31日最終、中間配当については毎年6月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当を行うことができる」旨を定款に定めておりますが、株主様の意向を直接伺う機会を確保するため、期末配当につきましては、株主総会決議事項としております。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び現金同等物	3,522,045	営業債務及びその他の債務	3,567,899
営業債権及びその他の債権	4,293,360	契約負債	354,403
棚卸資産	208,050	短期有利子負債	2,480,024
その他の金融資産	85,000	未払法人所得税	405,660
その他の流動資産	296,069	その他の流動負債	704,310
流動資産合計	8,404,523	流動負債合計	7,512,295
非流動資産		非流動負債	
有形固定資産	1,273,532	長期有利子負債	337,721
のれん	11,802,504	退職給付に係る負債	208,906
無形資産	10,548,334	引当金	143,903
持分法で会計処理されている投資	93,490	繰延税金負債	115,830
その他の金融資産	1,241,649	その他の非流動負債	43,235
その他の非流動資産	238,413	非流動負債合計	849,596
繰延税金資産	873,530	負債合計	8,361,891
非流動資産合計	26,071,452	資 本	
資産合計	34,475,975	親会社の所有者に帰属する持分	
		資本金	7,147,905
		資本剰余金	7,291,792
		自己株式	△3,285,446
		利益剰余金	14,488,974
		その他の資本の構成要素	470,859
		親会社の所有者に帰属する持分合計	26,114,084
		資本合計	26,114,084
		負債及び資本合計	34,475,975

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	20,651,549
売 上 原 価	△5,753,263
売 上 総 利 益	14,898,285
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△11,520,747
そ の 他 の 営 業 収 益	29,637
そ の 他 の 営 業 費 用	△12,058
営 業 利 益	3,395,118
金 融 収 益	84,704
金 融 費 用	△241,024
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	△6,085
税 引 前 利 益	3,232,712
法 人 所 得 税	△1,058,511
当 期 利 益	2,174,202
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	2,172,773
非 支 配 持 分	1,429
当 期 利 益	2,174,202

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流動資産	預金及び手形	3,197,401	流動負債	買掛金	492,985
	現金	59,217		短期借入金	1,801,500
	受取掛	2,243,818		未払金	11,254
	仕掛	146,982		未払費用	2,292,312
	貯蔵品	24,603		未払消費税	363,729
	前払費用	14,244		未払法人税等	591,175
	関係会社短期貸付金	274,578		前払消費税	49,408
	倒引当金	1,642,354		受取引当金	96,626
	その他金	165,000		賞与引当金	267,840
		51,672		損害補償損失引当金	439,602
		△42,987		その他	22,135
流動資産合計		7,776,888	流動負債合計		28
固定資産	建物	133,056	流動負債合計		6,428,599
	構築物	301		固定負債	12,588
	車両運搬具	308		リース負債	591,382
	工具、器具及び備品	50,737		株式除付引当金	141,414
	土地	21,330		固定負債合計	745,385
		29,875	固定負債合計		7,173,984
有形固定資産合計		235,610	純資産の部		
無形固定資産	ソフトウェア	5,349,867	株主資本		7,147,905
	著作権	9,728,325	資本剰余金		
		70,000	資本準備金		7,147,905
無形固定資産合計		15,148,193	その他資本剰余金		109,845
投資その他の資産	投資有価証券	814,570	資本剰余金合計		7,257,750
	関係会社株	2,132,355	利益剰余金		
	関係会社長期貸付金	60,000	その他利益剰余金		8,711,411
	長期未収入金	170,795	繰越利益剰余金		8,711,411
	破産更生債権等	55,277	利益剰余金合計		8,711,411
	長期前払費用	27,218	自己株式		△3,281,267
	敷金及び保証金	89,465	株主資本合計		19,835,800
	繰延税金資産	398,321			
	繰延税金資産	427,358	評価・換算差額等		
	繰延税金資産	21,587	その他有価証券評価差額金		39,663
	倒引当金	△308,193	評価・換算差額等合計		39,663
投資その他の資産合計		3,888,756			
固定資産合計		19,272,559	純資産合計		19,875,463
資産合計		27,049,447	負債及び純資産合計		27,049,447

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年 1 月 1 日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高	売上		18,639,184
	売上原価		5,288,061
営業利益	売上総利益		13,351,122
	販売費及び一般管理費		10,678,689
営業外収益	営業外収益		2,672,433
	受取利息	5,007	
営業外費用	受取配当金	3,775	
	受取補償金	4,649	
営業外費用	受取報奨金	6,038	
	投資事業組合運用益	13,704	
営業外費用	業務受託収入	26,921	
	その他	24,548	84,644
営業外費用	支払利息	5,255	
	コミットメントファイナンス	63,424	
営業外費用	損害補償損失引当金繰入額	27,052	
	支払手数料	2,000	
営業外費用	投資事業組合運用損	15,570	
	貸倒引当金繰入額	190,000	
営業外費用	その他	18,913	322,216
特別損失	経常利益		2,434,860
	固定資産除却損	11,276	
特別損失	関係会社株式評価損	159,438	
	減損損失	16,332	187,046
当期純利益	税引前当期純利益		2,247,813
	法人税、住民税及び事業税		1,180,719
当期純利益	法人税等調整額		335,777
	当期純利益		731,317

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

株式会社ブロードリーフ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 端 美 穂
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新 保 哲 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ブロードリーフの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ブロードリーフ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

招集ご通知	監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。 - 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。 利害関係 会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以上
議決権行使案内	
株主総会参考書類	
事業報告	
連結計算書類	

計算書類

監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

株式会社ブロードリーフ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 端 美 穂
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新 保 哲 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブロードリーフの2021年1月1日から2021年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画、監査の方法、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画、監査の方法、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

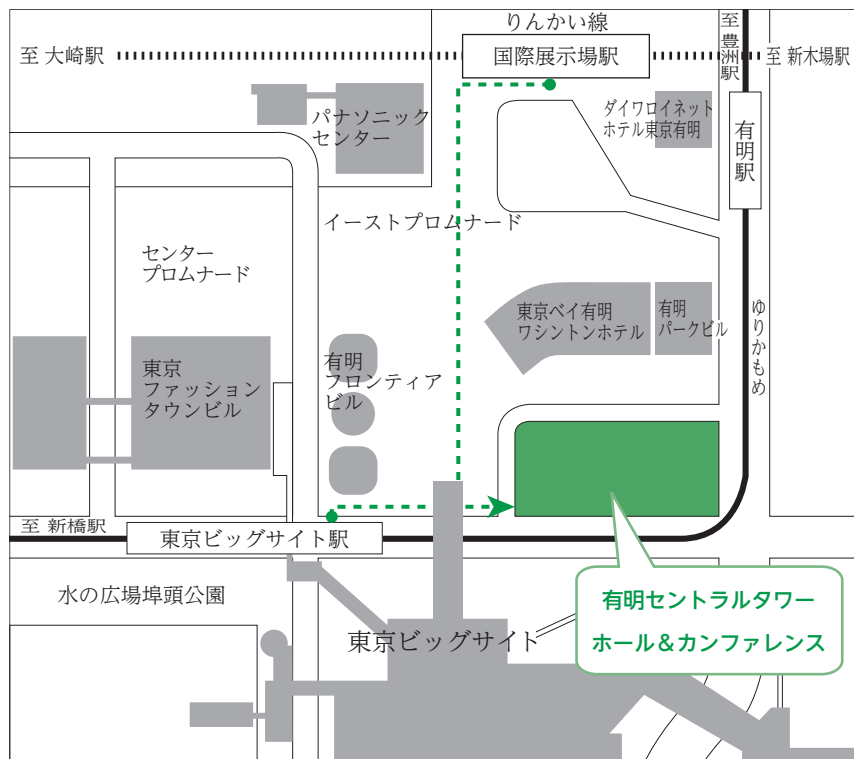
2022年2月17日

株式会社ブロードリーフ監査役会
常勤監査役 平澤 謙二 ⑩
社外監査役 西本 強 ⑩
社外監査役 尾崎 英外 ⑩

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都江東区有明3-7-18 有明セントラルタワー4F
有明セントラルタワーホール&カンファレンス ホールB



交通：ゆりかもめ「東京ビッグサイト駅」より徒歩4分
りんかい線「国際展示場駅」より徒歩5分
当日はお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。